工　事　設　計　書

平成 30 年度 下水道事業会計	部長	課長	係長	主任	審査	設計

委託業務名	米子市公共下水道管路施設調査業務委託	工期	平成31年12月27日まで
委託場所	米子市公共下水道事業区域内		

設 計 金 額　¥　　円也

費　　目	円	(内訳) 平成　　年度	平成　　年度	備　　考
調査業務費				
計				

米　子　市　下　水　道　部

業 務 内 容

本業務は、米子市が管理する米子市公共下水道管路施設について、米子市下水道事業ストックマネジメント計画における修繕・改築計画策定のために必要な資料を得ることを目的として、調査を行うものである。

記

管路施設調査工	
テレビカメラ調査工	
本管ＴＶ調査工	Ｌ＝ 22,180 ｍ
目視調査工	
目視調査工（内径800㎜～1500㎜未満）	Ｌ＝ 9,750 ｍ
目視調査工（内径1500㎜以上）	Ｌ＝ 2,810 ｍ
目視調査工（マンホール）	Ｎ＝ 650 基
管きょ内洗浄工	一式
報告書作成工	一式
仮設工	一式

なお、交通管理工として交通整理の必要日数152日を見込んでいる。配置人員として交通誘導員Ａを合計57名、交通誘導員Ｂを合計495名見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

また、安全費として換気工の必要日数152日を見込んでいる。現場条件等により変更が生じた場合は別途協議すること。

米 子 市 下 水 道 部

米子市公共下水道管路施設調査業務委託仕様書

第１章　　総　則

１　業務の目的

本業務は、米子市（以下、当市）が管理する下水道管路施設について、米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画において策定した点検・調査計画に基づき、修繕・改築計画策定のための資料を得ることを目的として、調査を行うものである。

２　適用範囲

（１）本仕様書は、当市が発注する米子市公共下水道管路施設調査業務委託に適用する。
（２）受注者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
（３）図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
（４）本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

３　成果の所有等

本業務で得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、成果等については、当市の承諾なしに公表しないこと。

４　用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）指示とは、監督員が受注者に対し、調査上必要な事項について、書面により示し、実施させることをいう。
（２）承諾とは、契約図書で明示した事項について、書面により、受注者と監督員とが同意することをいう。
（３）協議とは、契約図書の協議事項について、書面により、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
（４）提出とは、監督員が受注者に対し、または、受注者が監督員に対し、調査にかかわる書面またはその他資料を説明し、差し出すことをいう。
（５）報告とは、受注者が監督員に対し、調査の状況または結果について、書面により知らせることをいう。

５　法令等の遵守

（１）受注者は、本業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
④ 緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号）及び同法関連法規
⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
⑥ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
⑦ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
⑧ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
⑨ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
⑩ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
⑪ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
⑫ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
⑬ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
⑭ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
⑮ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
⑰ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
⑱ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）及び同法関連法規
⑲ 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）及び同法関連法規
⑳ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
㉑ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
㉒ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規
㉓ 鳥取県公害防止条例（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）及び同法関連法規

（２）使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
（３）適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

6　秘密の保持
受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7　公益確保の義務
受注者は、本業務を実施するにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8　提出書類
（１）業務の着手にあたっては、米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
①着手届
②現場代理人及び管理技術者届

③工程表
④職務分担表
⑤業務計画書

（２）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、すみやかに変更届を提出すること。

（３）業務が完了した時は、米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
①完了届
②納品書
③報告書
④業務委託料請求書等

（４）前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

９　官公署への手続き

（１）受注者は、道路使用許可を要する調査を実施する場合は、必要な道路使用許可申請等を行い、その許可を受けること。また、許可申請等に要する諸費用は受注者の負担とする。

（２）受注者は、その他関係法規等の必要な手続きを行うものとする。

１０　現場体制

（１）受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人、並びに調査の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に現場代理人を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（２）管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

（３）受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。

（４）受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

１１　地元住民等との協調

（１）受注者は、調査を実施するにあたり、地元住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

（２）受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

（３）受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

（４）使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

１２　損害賠償及び補償

（１）受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。

（２）受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

１３　工程管理

（１）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

（２）予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

（３）受注者は、毎月末、履行報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。

（４）日程の都合上、官公庁の休日または夜間に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

１４　成果品の審査

（１）受注者は、成果品完成後に、監督員の審査を受けなければならない。

（２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

（３）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

１５　業務の完了

成果品の審査に合格後、所定の成果品一式を納品し、当市検査員の検査をもって、業務の完了とする。

１６　検査

（１）受注者は、完成検査に立ち会うこと。

（２）受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

１７　その他

（１）調査箇所において、下水道管路施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

（２）設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

（３）その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

第２章　安全管理

１　一般事項

（１）受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

（２）調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

（３）事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２　安全教育

（１）受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

（２）受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

３　労働災害防止

（１）現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。

（２）マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

　なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（３）調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

（４）資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

４　公衆災害防止

（１）調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２）調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

（３）調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（４）調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（５）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

５　その他

（１）受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（２）万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

（３）前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第３章　管路施設調査工

１　一般事項

（１）受注者は、業務計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。

（２）受注者は、調査内容、調査方法、判定基準等に関して、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得たうえで、調査を実施するものとする。

（３）調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（４）調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとすること。

ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（５）受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び鳥取県公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（６）受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。

（７）調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。

（８）調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

２　調査工

（１）業務計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

①業務概要

②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、調査内容、判定基準、実施工程等）

④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

⑤その他

監督員の指示する事項

（２）調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

（３）調査時間

調査は昼間に行うことを原則とするが、道路管理者や関係官公署等との協議結果、または、調査対象管きょ内の水量が多い場合などの調査条件により、夜間に作業を行う場合は、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。

また、調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（４）テレビカメラ調査工

１）調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。洗浄にあたっては、水圧により管路を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。なお、テレビカメラ調査は、管内洗浄後、調査開始までの期間が長期にならないよう、すみやかに実施すること。

また、高圧洗浄車の洗浄水に下水処理水を使用する場合は、監督員の指示する場所の取水施設から取水すること。

２）本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

３）本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、ＤＶＤ等に収録すること。

異状箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をＤＶＤ等に収録すること。

４）管内に異状が発見された場合は、ＤＶＤ等とは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

５）撮影内容及び調査方法については、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

（５）目視調査工

１）目視調査工

調査する場合は、本管内に調査員が入り、上流から下流に向かって移動しながら、管路の腐食状況、土砂等の堆積状況、管の破損・クラック、継手部の不良、取付管口、管のたるみ・蛇行、浸入水、取付管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着等、別に定める項目についての異常の有無を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

なお、調査内容は、テレビカメラによる調査に準ずるものとする。

管きょ内の水量が多い場合、流速が速い場合、有毒ガスが発生している場合など調査が困難と予想される場合は、ただちに作業を中止し、必要な措置を講じたうえで、監督員に報告、指示を受けること。

２）マンホール目視調査工

調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、マンホール内部の腐食、破損、クラック、隙間・ズレ、樹木根侵入、浸入水、足掛金具の腐食・劣化状況、臭気、油脂・土砂等の堆積状況等、別に定める項目についての異常の有無を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

（６）異状時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3　報告書

（1）報告書の作成にあたり、その方法や様式等については、あらかじめ監督員と協議するものとする。

（2）本調査の調査画像は一般用ＤＶＤ等に出力し、パソコン上で画像の確認ができるものとすること。

なお、提出するＤＶＤ等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。

（3）提出する成果品は、つぎの項目から必要に応じて選定する。

①調査報告書	Ａ４版	２部
②打合せ議事録	Ａ４版	２部
③その他資料		一式
④上記図書の電子成果品	ＤＶＤ	一式
⑤その他監督員の指示するもの		一式

第４章　参考図書

業務にあたっては、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書に準拠する場合には、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

○米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務（管路施設編）成果品
（平成 31 年 3 月米子市下水道部）
○下水道管路施設の巡視・点検・調査に関する指針
（平成 28 年 6 月米子市下水道部整備課）
○下水道施設維持管理積算要領 －管路施設編－　（日本下水道協会）
○下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
○下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（案）（日本下水道協会）
○下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)（日本下水道協会）
○下水道維持管理指針（日本下水道協会）
○下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
○下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
○下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
○下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
○下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

位　置　図

S=1:50,000

大篠津町駅
和田浜駅
乃ヶ浜駅
河崎口駅
三本松口駅
伯耆大山駅
淀江駅
崎津第五幹線
崎津第一幹線
崎津第一幹線
大篠津浦生幹線
三堀第二幹線
三堀第三幹線
河崎第二幹線
河崎第一幹線
三本松幹線
内浜処理場
米子港幹線
遮集幹線
灘町幹線
中央第一幹線
中央第二幹線
紙園第一幹線
紙園第二幹線
新開第一幹線
大篠津皆生幹線
新開第二幹線
皆生中央幹線
皆生処理場
大篠津皆生幹線
上福原幹線
車尾皆生幹線
車尾皆生幹線
新加茂第二幹線
青木汚水幹線
淀江浄化センター
淀江1号汚水幹線
淀江4号汚水幹線

数　量　総　括　表

（米子市公共下水道事業区域）

区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
管路施設調査工	テレビカメラ調査工	本管テレビカメラ調査工	小中口径　直視側視式　内径150㎜～800㎜未満	m	22,180	
	目視調査工	目視調査工	内径800㎜以上～1500㎜未満	m	9,750	
		目視調査工	内径1500㎜以上	m	2,810	
		目視調査工	マンホール	基	650	
	管きょ内洗浄工	管きょ内洗浄工	内径800㎜未満	式	1	
	報告書作成工	本管テレビカメラ調査工	小中口径　直視側視式	m	22,180	
		目視調査工	内径800㎜以上	m	12,550	
		目視調査工	マンホール	基	650	
仮設工	交通管理工	交通誘導		式	1	

総 括 情 報 表

事務所	55 米子市（下水道）
設計書名	実施設計書　　当初　　31-******-0314 -40
変更回数	0
事業名	
適用単価区分	1　実施単価
適用単価地区	30 米子市
単価適用日	0-31.03.15(0)
諸経費体系	1　公共
ファイル名	

	当　世　代	前　世　代		当　世　代	前　世　代
工種	31　下水道（２）				
施工地域	13　一般交通影響有り(2)				
契約保証区分	03　補正しない				
豪雪割増	01　豪雪割増あり				
週休二日補正係数	01　週休二日補正なし				
前払金補正率	1.050				
消費税率（%）	10				
共通仮設費（X1000）	6.00				
現場管理費（X1000）	35.07				
一般管理費（X1000）	9335198				

調査業務費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
調査業務費					X1000
管路施設調査工					Y1999
テレビカメラ調査工					Y2999
本管テレビカメラ調査工					Y3999
本管ＴＶ調査工 内径800㎜未満	22,180	m			V0001　0 単第0-0005　表　310315
目視調査工					Y2999
目視調査工					Y3999
目視調査工 内径800㎜～1500㎜未満	9,750	m			V0002　0 単第0-0007　表　310315
目視調査工 内径1500㎜以上	2,810	m			V0003　0 単第0-0009　表　310315

調査業務費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
目視調査工 マンホール	650	基			V0004　0 単第0-0010　表　310315
管きょ内洗浄工					Y2999
管きょ内洗浄工	22,180	m			V0005　0 単第0-0011　表　310315
報告書作成工					Y2999
報告書作成工 本管テレビカメラ調査工	22,180	m			V0006　0 単第0-0014　表　310315
報告書作成工 目視調査工 内径800㎜以上	12,550	m			V0007　0 単第0-0016　表　310315
報告書作成工 目視調査工 マンホール	650	基			V0008　0 単第0-0018　表　310315
仮設工					Y1999
交通管理工					Y2999

調査業務費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
交通誘導員	1	一式			GKOTU　0 科目内訳0001号表
＊＊直接工事費＊＊					
安全費					Z0009
換気工 軸流式	1	一式			GKANK　0 科目内訳0002号表
共通仮設費					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					

調査業務費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
一般管理費率分					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					

GKOTU

科目内訳表

科目内訳0001号表

1　式　当り

施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員Ａ 昼間勤務	57	人			VKOTSUA　0 単第0-0001　表
交通誘導警備員Ｂ 昼間勤務	495	人			VKOTSUB　0 単第0-0002　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

米　子　市

換気工

GKANK

科目内訳表

科目内訳0002号表

軸流式

1　式　当り

施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
送風機運転工 軸流式	152	日			VSOUFUUKI　0 単第0-0003　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

交通誘導警備員Ａ　　VKOTSUA

施 工 単 価 表

単第0-0001　表

昼間勤務　　1　人　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
交通誘導警備員Ａ	1	人			R0368
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	人			

交通誘導警備員Ｂ　　VKOTSUB

施 工 単 価 表

単第0-0002　表

昼間勤務　　1　人　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
交通誘導警備員Ｂ	1	人			R0369
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	人			

送風機運転工　　VSOUFUUKI

施 工 単 価 表

単第0-0003　表

軸流式　　1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
軸流ファン 　軸流式・定風量型 　風量50/60(50/60Hz)m3/min風圧0.3/0.4kPa	1.0	日			M2240
発動発電機運転 　ガソリン　2kVA 　普通型	1	日			S9470　単第0-0004　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施 工 単 価 表

発動発電機運転　　S9470　　単第0-0004　表

ガソリン　2kVA　　普通型　　1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
ガソリン レギュラー　スタンド	7.20	L			TTPC00014 1.2*6
発動発電機 ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	1	日			M2742
諸雑費	1	一式			#91
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			
A=22　ガソリン　2kVA C=1　普通型			B=6　運転日当り運転時間（T）		
燃料消費量（時間当り）= 2.700（kW）× 0.436 損料表⑬欄 = 297	(燃料消費率)	= 1.200（L／時間）			

施 工 単 価 表

本管ＴＶ調査工　　V0001　　単第0-0005　表

内径800㎜未満　　300　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
調査技師 （外業）	1.0	人			R0930 測量技師
調査助手 （外業）	1.0	人			R0940 測量技師補
調査作業員	2.0	人			RTPC00002 普通作業員
ＴＶカメラ搭載車運転工 ２ｔ　９５．５ｋＷ 直視側視式カメラ	1.0	日			V1001　単第0-0006　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	300	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

施 工 単 価 表

ＴＶカメラ搭載車運転工　　V1001　　単第0-0006　表

２ｔ　９５．５ｋＷ　　直視側視式カメラ　　1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
ガソリン	40.8	L			T0201
一般運転手	1.0	人			RTPC00007
テレビカメラ車損料 ２ｔ　９５．５ｋＷ 直視側視式カメラ	6.0	時間			TTVCARKSS
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施 工 単 価 表

目視調査工　V0002　単第0-0007　表

内径800㎜～1500㎜未満　500　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
調査技師 （外業）	1.0	人			R0930 測量技師
調査助手 （外業）	1.0	人			R0940 測量技師補
調査作業員	3.0	人			RTPC00002 普通作業員
ライトバン運転工	1.0	日			V1003　単第0-0008　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	500	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

ライトバン運転工　　V1003

施 工 単 価 表

単第0-0008　表

1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
ガソリン	7.8	L			T0201
ライトバン 二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	6.0	時間			M3955
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施 工 単 価 表

目視調査工　　V0003　　単第0-0009　表

内径1500㎜以上　　600　　m　　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　　量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
調査技師 （外業）	1.0	人			R0930 測量技師
調査助手 （外業）	1.0	人			R0940 測量技師補
調査作業員	3.0	人			RTPC00002 普通作業員
ライトバン運転工	1.0	日			V1003　単第0-0008　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	600	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

施 工 単 価 表

目視調査工　　V0004　　単第0-0010　表

マンホール　　30　基　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
調査技師 （外業）	1.0	人			R0930 測量技師
調査助手 （外業）	1.0	人			R0940 測量技師補
調査作業員	1.0	人			RTPC00002 普通作業員
ライトバン運転工	1.0	日			V1003　単第0-0008　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	30	基			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	基			

管きょ内洗浄工　V0005

施工単価表

単第0-0011　表

700　m　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
清掃技師	1	人			RTPC00009 土木一般世話役
清掃作業員	1	人			RTPC00001 特殊作業員
高圧洗浄車運転工 4t　147kW	1	日			V1005　単第0-0012　表
給水車運転工 4t　132kw	1	日			V1007　単第0-0013　表
＊＊＊　合計　＊＊＊	700	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

高圧洗浄車運転工　　V1005

施 工 単 価 表

単第0-0012　表

4t　147kW　　1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
軽油 　小型ローリー（パトロール給油）	39	L			TTPC00013
特殊運転手	1	人			RTPC00006
高圧洗浄車損料 　４ｔ　１４７ｋＷ	6	時間			TKOUATSU
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

給水車運転工　　V1007

施 工 単 価 表

単第0-0013　表

4t　132kw　　1　日　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
軽油 　小型ローリー（パトロール給油）	34.8	L			TTPC00013
一般運転手	1	人			RTPC00007
給水車 　４ｔ　１３２ｋＷ	6	時間			TKYUUSUI
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			

施 工 単 価 表

報告書作成工　　V0006　　単第0-0014　表

本管テレビカメラ調査工　　600　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
管理技師 （内業）	1.0	人			R0710 測量主任技師
調査技師 （内業）	1.0	人			R0720 測量技師
調査助手 （内業）	1.0	人			R0730 測量技師補
ＤＶＤ	1	枚			T0DVD
写真代	1	一式			VPHOT0360　単第0-0015　表 1
諸雑費	10	%			#01
＊＊＊　合計　＊＊＊	600	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

写真代　　VPHOTO360

施 工 単 価 表

単第0-0015　表

1　　式　　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　　量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
写真代	360	枚			TPHOTO
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	一式			

施 工 単 価 表

報告書作成工　　V0007　　単第0-0016　表

目視調査工　　内径800㎜以上　　1,000　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
管理技師 （内業）	1.0	人			R0710 測量主任技師
調査技師 （内業）	1.0	人			R0720 測量技師
調査助手 （内業）	1.0	人			R0730 測量技師補
写真代	1	一式			VPHOTO600　単第0-0017　表 1
諸雑費	10	%			#01
＊＊＊　合計　＊＊＊	1,000	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

写真代　　VPHOTO600

施 工 単 価 表

単第0-0017　表

1　　式　　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　　量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
写真代	600	枚			TPHOTO
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	一式			

施 工 単 価 表

報告書作成工　　V0008　　単第0-0018　表

目視調査工　　マンホール　　60　　基　　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　　量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
管理技師 （内業）	1.0	人			R0710 測量主任技師
調査技師 （内業）	1.0	人			R0720 測量技師
調査助手 （内業）	1.0	人			R0730 測量技師補
写真代	1	一式			VPHOTO180　　単第0-0019　表 1
諸雑費	10	%			#01
＊＊＊　合計　＊＊＊	60	基			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	基			

写真代　　VPHOTO180

施 工 単 価 表

単第0-0019　表

1　式　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
写真代	180	枚			TPHOTO
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	一式			

管路施設調査工

【幹線別調査数量表】

汚水幹線名	調査延長	調査種別				
		テレビカメラ調査工	目視調査工			管きょ内洗浄工
		800㎜未満	800㎜～1500㎜未満	1500㎜以上	マンホール	
	(m)	(m)	(m)	(m)	(基)	(m)
中央第一幹線	1334.9			1334.9	36	0
遮集幹線	1881.6		1881.6		41	0
後藤第二幹線	870.5	744.2	126.3		25	744.2
車尾皆生幹線	3363.0	2475.2	887.8		57	2475.2
皆生中央幹線	440.6		440.6		13	0
中央第二幹線	1335.5			1335.5	32	0
大篠津皆生幹線	5004.0	61.5	4911.9	30.6	52	61.5
祇園第一幹線	3456.9	3414.7	42.2		80	3414.7
灘町幹線	105.9			105.9	5	0
崎津第一幹線	4410.2	2954.3	1455.9		60	2954.3
淀江1号汚水幹線	2656.2	2656.2			44	2656.2
前地幹線	493.4	493.4			9	493.4
新開第二幹線	476.1	476.1			13	476.1
米原西福原幹線	2038.5	2038.5			33	2038.5
上福原西幹線	404.1	404.1			8	404.1
新開第一幹線	561.2	561.2			10	561.2
崎津第五幹線	435.7	435.7			2	435.7
祇園第二幹線	202.2	202.2			8	202.2
新加茂第二幹線	677.8	677.8			16	677.8
青木汚水幹線	197.4	197.4			8	197.4
旗ヶ崎第一幹線	446.7	446.7			18	446.7
河崎第二幹線	699.6	699.6			16	699.6
三本松幹線	331.1	331.1			7	331.1
後藤第一幹線	551.3	551.3			14	551.3
淀江4号汚水幹線	252.6	252.6			6	252.6
三柳第三幹線	1486.3	1486.3			25	1486.3
三柳第二幹線	520.7	520.7			9	520.7
米子港幹線	102.5	102.5			3	102.5
計	34736.5	22183.3	9746.3	2806.9	650	22183.3